

## 「上京人権ミニフェスティバル 2026」企画運営業務 仕様書

## 1 業務名

「上京人権ミニフェスティバル 2026」企画運営業務

## 2 事業期間

契約締結日から令和 8 年 1 2 月 2 5 日（金）まで

## 3 事業目的

上京区役所では、人権擁護思想の普及高揚を目的とした市民啓発活動を積極的に推進しており、昨年度に引き続き、「上京人権ミニフェスティバル 2026」を開催する。

なお、多くの来場者が見込める「上京区民ふれあいまつり 2026」と同時開催するため、人権に対してあまり関心が高くない層にも啓発できるように努める。

## 【イベント概要】

- 日時 令和 8 年 1 0 月 2 5 日（日）午前 1 1 時～午後 2 時

※ 雨天決行（荒天中止、中止の場合は順延なし）

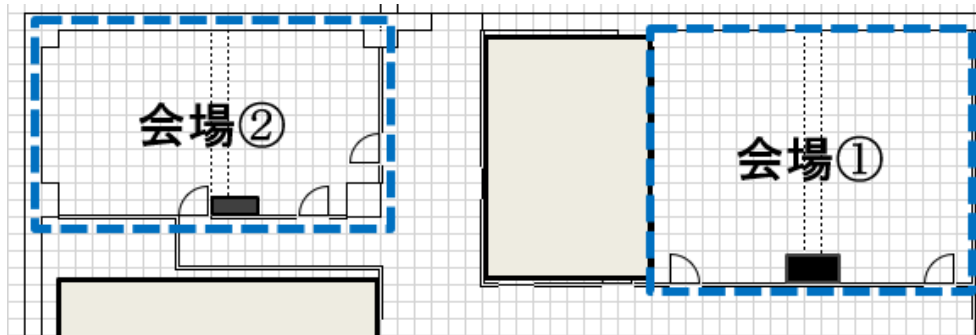
- 会場 上京区役所 1 階 小会議室（①、②の 2 箇所）

※ 会場の大きさ等は以下のとおり

<会場の大きさ>

①約 65 m<sup>2</sup>（縦 8.8m×横 7.4m）

②約 53 m<sup>2</sup>（縦 5.4m×横 9.8m）



※ ①②ともにパネル収納部分（図面内の黒塗部分）は使用不可。

<会場の設備>

長机（W180cm×D45cm）1 2 台、椅子 3 6 脚、  
テレビ 2 台（24 インチ：1 台、32 インチ：1 台）、  
ホワイトボード（W180cm×H90cm）2 台

※ 上記のうち、不要な物品は会場から撤去する。

※ 上京区役所が準備できない必要な物品は受託者が準備すること。

## 4 業務内容

本業務の内容は、以下のとおりとする。

## (1) イベント内容の企画、調整

人権テーマ（子ども、障害者、女性、高齢者、外国人等）に関連し、そのテーマについて、参加者が気づき、考え、行動につながることを目的とした参加体験型のイベント

を企画し、上京区役所と協議しながら、実施に向けて調整すること。

なお、以下の3点を踏まえて企画すること。

- 「上京区民ふれあいまつり 2026」と同時開催するため、ふれあいまつり来場者も気軽に参加できる内容とすること。
- 会場1箇所につき、のべ150人程度の人が参加できる内容とすること。
- 参加者の意見や感想を把握するため、参加者が取り組みやすいアンケート調査を実施すること。

## (2) イベントの実施

前日準備や当日運営、撤収等について、責任を持って実施すること。

## 5 業務体制

本業務の遂行に当たっては、委託業務を総括する責任者を置き、上京区役所、関係者との円滑な事業進行管理や意思疎通に努めること。また、何らかの事由により責任者が従事できない場合に備え、責任者を代理する担当者を置くこと。

## 6 業務報告

委託業務完了後、イベントの内容や当日の様子が分かる報告書を作成し、上記2の業務期間内に書面2部及び電子データで上京区役所に提出すること。

## 7 特記事項

(1) 本仕様書に記載のない事項又は本業務の遂行に当たり仕様書に疑義が生じた場合には、受託者は、上京区役所と協議を行い、双方が誠実に対応すること。協議が整わないときは、上京区役所の指示するところによる。

また、本業務の開始から終了までの間、事業の実施方法や進ちょく状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に上京区役所と連絡調整を行うこと。

(2) 本業務を遂行するに当たって、京都市個人情報保護条例を理解し、個人情報の不適切な使用、紛失、流出等が信用失墜につながる重大な行為であると認識すること。また、受託者は、その認識のもと、個人情報の厳格な管理及び適切な運用のために必要な万全の体制を整備し、これを維持すること。

(3) 受託者は、あらかじめ書面にて上京区役所の承認を得る場合を除き、本業務の全部又は主たる業務の一部を第三者に委任してはならない。

(4) 委託業務の遂行に当たり、不適切な事務処理や事故及び業務遂行に際し遅延が生じた又は生じる見込みとなった場合、その他取扱いに疑義が生じた場合は、直ちに上京区役所へ報告し、協議すること。また、前述の場合のほか、個人情報を保護することができなかったことに伴い生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、全て受託者が責を負うこととする。場合によっては、上京区役所は契約の一部不履行、粗雑履行として契約金額の減額、契約の解除の措置を講ずるとともに、損害賠償を請求することがある。

以上